

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

- ① 地球環境の保全 106
- ② 地域の自然環境の保全 107

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

- ① ごみの減量・再資源化の推進 108
- ② 環境美化の推進 109

(3) 水と緑の空間を形成する

- ① 公園等の整備 110
- ② 緑化・親水空間の活用 111



5 うるおいのあるまち

(1) 地球環境と地域の環境を保全する

① 地球環境の保全



基本方針

地球温暖化[※]や環境汚染の防止を進めるため、市民一人一人の環境保全意識のさらなる高揚を図り、環境への負荷の少ない社会の構築をめざします。

施策の方向性(現状と課題)

● 地球温暖化防止の推進

近年、気温の上昇に伴う大雨などの異常気象、洪水の発生や頻発化など、地球温暖化による影響が全国各地で現れており、国内外を問わず早急に取り組むべき重要課題の一つとなっています。

本市域から排出される温室効果ガス[※]については、エコドライブの推奨や家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費用の補助をはじめとして、削減に向けた様々な取組を推進してきました。

今後も、市民、事業者[※]、行政が一体となって温室効果ガスの削減など地球温暖化の防止に向け、取り組んでいく必要があります。

また、「気候変動適応法」が施行され、地球温暖化の影響や被害に関する市民の理解の促進など、気候変動への適応に向けた取組が必要です。

● 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁等については、工場・事業場へのきめ細かな指導など様々な環境保全対策を推進してきました。

一方、プラスチックごみの海への流出は、海洋汚染だけでなく、海の生態系[※]にも影響を及ぼしています。

引き続き、きれいな空気や水の確保に向け、対策を講じていく必要があります。

● 環境保全意識の啓発

「かんきょう出前講座」をはじめとした環境教育・啓発などの推進により、市民の環境意識が高まりつつあります。

今後も、市民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が協力・連携して環境啓発を進めていく必要があります。

※SDGs該当項目:

- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナースhipで目標を達成しよう

※地球温暖化:

二酸化炭素等の温室効果ガスが、人間の経済活動などによって増加し、地表面から放出される赤外線を吸収することにより、地球が温室のようになって大気の日温度を上昇させること。

※温室効果ガス:

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの大気中のガス。

※事業者:

個人及び法人の民間会社に加え、公益法人なども含む。

※生態系:

ある地域に生息する生物群集とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壌・地形・光・温度・大気など)をあわせた一つのまとまりを示す概念。



緑のカーテン

② 地域の自然環境の保全

基本方針

人と自然が共生する社会の実現をめざし、里山林※の保全や遊休農地の活用を促進するとともに、多様な生きものを育む環境の保全を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 里山林の保全や遊休農地の活用の促進

市民活動団体により里山保全活動が行われていますが、地域住民と森林との関わりの希薄化に加え、森林所有者の森林整備意欲が減退しており、森林の手入れが行き届いていない状況にあります。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、新たな遊休農地が発生しています。そのため、森林の保全や遊休農地の活用を図る必要があります。

● 多様な生きものを育む環境の保全

市内には、希少な動植物を含め様々な生きものが生息しており、直接ふれあうイベントの開催など、環境教育・啓発を通じて生物多様性※の確保が重要であることを発信しています。また、市民活動団体においても、希少な動植物の保全や外来種の駆除、環境啓発などの活動が行われています。

今後も、市民活動団体と連携しつつ、生物多様性の保全に関する取組を進める必要があります。



自然観察会

※SDGs該当項目：

- ② 飢餓をゼロに
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさを守ろう
- ⑯ パートナリーシップで目標を達成しよう

※里山林：

人の集落の近くにあり、生活利用のために人手が加えられて環境が維持されている山や林。

※生物多様性：

生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性を包含したもので、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態。

※SDGs該当項目:

- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※循環型社会:

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

※指定ごみ袋制度:

市がごみ袋の材質、大きさや色、袋に印刷する文字などを定め、ごみを出すときには、市が指定するごみ袋を使用する制度。

※広域ごみ処理施設:

令和4(2022)年度から加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で供用を開始する、高砂市に建設中の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設。

(2) 資源の循環と環境美化を推進する

① ごみの減量・再資源化の推進



基本方針

持続可能な循環型社会[※]の構築による環境先進都市をめざし、ごみの発生を抑制し、再使用・再資源化に積極的に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● ごみの発生抑制・再使用・再資源化による減量化の推進

本市では、令和4(2022)年度からの、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の2市2町での広域ごみ処理の実施を見据え、燃やすごみの20%減量(平成25(2013)年度比)を目標に掲げ、紙類の分別や剪定枝・草などの資源化、粗大ごみの戸別収集などに取り組み、目標を達成することができました。

しかしながら、全国的にもごみの減量が進む中、本市の一人1日当たりの燃やすごみ排出量は、全国平均を上回っていることから、引き続き、さらなるごみの減量と資源化を推進するため、指定ごみ袋制度[※]の徹底や食品ロスの削減に取り組むことが重要です。

● ごみの適正処理の推進

広域ごみ処理施設[※]への円滑な移行に向け、引き続き、家庭や地域に対するごみ排出ルールの周知・啓発などにより、ごみの減量化・資源化を推進することが必要です。



燃やすごみの収集

② 環境美化の推進

基本方針

市民への環境美化啓発を推進するとともに、公共用水域※の保全を図り、水環境への負荷の低減を進めることで、清潔で美しい生活環境を創出します。

施策の方向性(現状と課題)

● 環境美化啓発(マナーアップ)の推進

冷蔵庫や洗濯機をはじめとした大型家電などの不法投棄、ごみのポイ捨てやペット等のふん害などが依然として発生しています。

そのため、市民一人一人のモラルの向上と美化活動のさらなる促進を図る必要があります。

● 公共用水域の保全

公共用水の水質の改善に向け、し尿や生活雑排水の適正な処理を推進するため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、公共下水道が整備されない区域においては、合併処理浄化槽※のさらなる普及及び管理の促進が必要です。

また、し尿や浄化槽汚泥の中間処理を行う、し尿終末処理施設が老朽化していることから、し尿や浄化槽汚泥の将来的な処理量を踏まえつつ、計画的な設備の更新や施設の整備を進めていくことが必要です。



イエローチョーク作戦

※SDGs該当項目：

- 4 質の高い教育をみんなに
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※公共用水域：

河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域及びこれに接続する水路のこと。

※合併処理浄化槽：

生活排水のうち、し尿と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)をあわせて処理することができる浄化槽。

※SDGs該当項目:

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

(3) 水と緑の空間を形成する

① 公園等の整備



基本方針

公園・緑地の整備や管理を進めるとともに、将来需要やニーズに対応した公園墓地等の運営に努め、世代を超えて集い、憩うことができる空間の形成をめざします。

施策の方向性(現状と課題)

● 公園・緑地の整備

日岡山公園については、「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」を策定し、子どもから高齢者まで多世代が夢をはぐくむことのできる舞台づくりをめざし、周辺道路や駐車場などの整備工事を進めています。

また、権現総合公園については、ハイウェイオアシス機能とあわせ、自然に親しむことのできる公園として、計画的に整備を推進することが重要です。

その他の本市が管理する公園施設については、老朽化が進行していることから、公園利用者が安心して安全に公園施設を利用することができるよう、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理が必要です。

● 公園墓地等の整備・運営

斎場については、高齢化の進行に伴う火葬件数の増加が見込まれることから、将来需要を見据えた計画的な設備の更新や適切な運営が求められています。

また、公園墓地については、ニーズに対応した墓地の運営が求められています。



宮畑公園

② 緑化・親水空間の活用

基本方針

緑の保全・育成や親水※空間の活用に向けた取組を進め、うるおいややすらぎを感じられるまちづくりを推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 緑化の推進

本市では、各種イベントの開催を通じて市民の緑化意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な緑化活動を支援し、まちなみの緑化を促進しています。

今後も、緑化活動や緑地保全に関する市民意識の高揚を図るとともに、市民、市民活動団体等との協働※による緑化を推進することが重要です。

● 親水空間の活用

本市のシンボルである加古川をはじめ、平荘湖、権現湖、寺田池など、市内には多数の親水空間が存在しています。とりわけ、加古川河川敷は、様々なスポーツやイベントなどで活用されています。

今後も、これらの空間を、市民の憩いの場として一層活用することが求められています。



加古川ソーデーマーチ

SDGs該当項目：

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※親水：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

※協働：

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

